

居宅介護支援事業運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人姫路文化福祉会（以下「事業者」という。）が開設する特別養護老人ホームペーパームーン（以下「本事業所」という）は、居宅介護支援事業の適正な運営を確保するため、介護保険法等関係法令に基づき、要支援又は要介護状態にある人々に対し、適切な居宅介護支援を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 本事業所は利用者が要支援、要介護状態になっても可能な限りその居宅において有する能力に応じて自立した日常生活を営めるよう適切な居宅介護支援が総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 2 本事業所は利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業者に偏することのないよう公平かつ中立に実施する。
- 3 本事業所は市町および他の指定居宅介護支援事業者ならびに介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称

特別養護老人ホームペーパームーン

(通称名 ペーパームーン居宅介護支援センター)

(2) 所在地

兵庫県明石市二見町西二見 1 6 0 1 - 1

(通常の事業の実施地域)

第4条 通常の事業の実施地域は、明石市、播磨町、稲美町とする。

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第5条 従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 所長 1名（常勤兼務）

所長は業務を調整し円滑な運営を図る。

(2) 介護支援専門員 1名以上（常勤専従）

介護支援専門員は利用者からの相談を受ける。

介護支援専門員は居宅サービス計画の作成、変更を行う。

介護支援専門員は居宅サービス計画に基づくサービス提供にかかる連絡調整を行う。

（営業日及び時間）

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- （1）営業日は月曜日から金曜日までとする。
（ただし祝日および12月29日～1月3日を除く）
- （2）利用時間は通常時間として9時から18時とする。

（重要事項の説明等）

第7条 居宅介護支援事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程に沿った事業内容の詳細及び重要事項を記した文書を発行して説明を行い、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

（利用料等）

第8条 本事業所が提供するサービスの利用料は介護報酬の告示上の額とする。ただし、次条に規定する通常の事業の実施地域以外の支援に要した交通費はその実費を徴収する。

（支援の提供及び内容）

第9条 支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- （1）利用者の相談を受ける場所及びサービス担当者会議は、本事業所の相談コーナーのほか適当と認められる場所とする。
- （2）利用者の事情によって電話相談に応じると共に、面接・訪問による相談（調査）を月1回以上行う。
- （3）必要に応じ介護計画の作成（変更）提供・サービス関連事業・資料等の提供・指導助言の提供等を行う。

（衛生管理等）

第10条 本事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置に講ずるものとする。

- （1）本事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催する。
- （2）本事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- （3）本事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

2 前項の措置は事業者が運営する他の事業所と一体的に行う。

（個人情報の保護）

第11条 本事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、本事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（秘密保持等）

第12条 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨の誓約書を整備する。

（苦情処理）

第13条 本事業所は、利用者及び家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応し、調査、改善措置を行い利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生の対応）

第14条 本事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに明石市、利用者の家族、サービス事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 本事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償責任を行う。

3 本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（虐待防止に関する事項）

第15条 本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待を防止するための委員会の定期的な開催及び、その結果の従業者への周知徹底

（2）虐待の防止のための指針の整備

（3）職員に対する虐待防止のための研修の定期的な実施

2 事業者は、前項の措置を適切に実施するために担当者を置き、事業者が運営する他の事業所と一体的に措置を行う。

3 本事業所は、居宅介護支援提供中に、従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（ハラスメント防止等）

第16条 本事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の措置は事業者が運営する他の事業所と一体的に行う。

（その他運営についての重要事項）

第17条 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長と所長との協議に基づき定めるものとする。

（規程の改廃）

第18条 本規程の改廃については、理事会において審議し決定のうえ明石市に届け出る。

（附 則）

この規定は、平成13年10月25日から施行する。

平成17年2月28日一部改定

令和3年4月1日一部改定

令和4年3月17日全部改定